

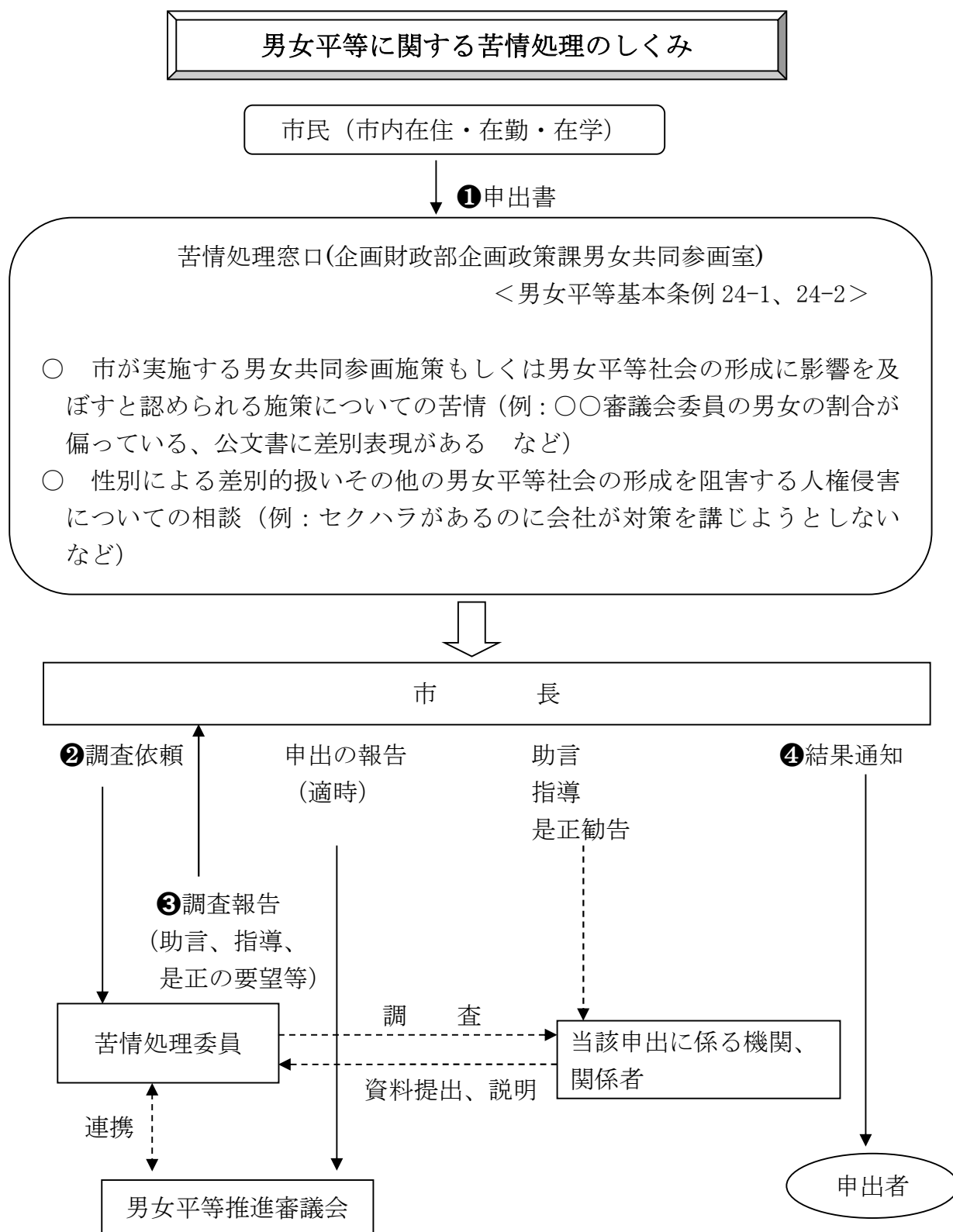
苦情・相談申出処理状況報告書

(令和 7 年度)

令和 8 年 9 月

小金井市

1 苦情処理の仕組みについて



<補足>

- ① 上図は、苦情相談処理の概略。
- ② ①②…は、処理手続き等の順番。
- ③ ----> は、必要に応じて実施。

小金井市では、小金井市男女平等基本条例第24条に基づき、市が実施する男女共同参画施策もしくは男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は性別による差別的取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する人権侵害についての相談を受け、これに対応するための苦情処理窓口を男女共同参画室に設置しています。

また、同条例第25条により、申出内容を適切かつ迅速に処理するために小金井市男女平等苦情処理委員（以下「処理委員という。）を置くこととしています。市は、調査が終了したときには、申出者に対して処理結果を通知します。

2 苦情・相談申出の処理状況について

毎年度の申出の処理状況については、小金井市男女平等基本条例施行規則第10条に基づき、個人情報に配慮しつつ報告書を作成し、公表します。令和7年度の処理状況は、次のとおりです。

年度	番号	受付年月日	申出内容	処理状況
令和7年度	—	—	—	—

3 事案の概要について

案件なし

4 男女平等苦情処理委員

氏名	任期
藤田 太郎	令和7年5月23日～ 令和9年5月22日
山口 恵子	

発行 小金井市

企画財政部企画政策課男女共同参画室

〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

電話 042-387-9853 FAX 042-387-1224

E-mail s010303@koganei-shi.jp